

働く機械の健康診断

特定自主検査 お済みですか?

特定自主検査対象機種は…



車両系 荷役運搬 機械

●フォークリフト



(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)

●不整地運搬車



(クローラ式)

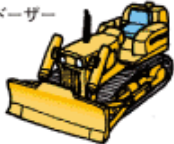


(ホイール式)

車両系 建設機械

●整地・運搬・積込み用機械

ブルドーザー



モーター・グレーダー



トラクター・ショベル



(クローラ式)



(ホイール式)

●掘削用機械

パワー・ショベル



ドラグ・ショベル



(クローラ式)



(ホイール式)

ドラグライン



クラムシェル



油圧クラムシェル

●基礎工用機械

杭打機・杭抜機

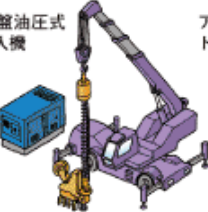


(懸垂式)

硬質地盤油圧式
くい圧入機



(三点支持式)



アース・
ドリル

分離型
せん孔機



アース・
オーガー

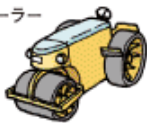


建柱車



●締固め用機械

ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



●解体用機械

ブレーカ



鉄骨切断機



コンクリート圧砕機



解体用つかみ機



特定解体用機械
(ロングブーム)



特定自主検査の対象機械とは

特定自主検査の対象機械とは、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第45条第2項で厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うと定められている機械等です。

安衛法施行令「定期的に自主検査を行うべき機械等」第15条第2項より、法第45条第2項の政令で定められている機械等は、同第13条第3項第8号フォークリフト、第9号別表第7に掲げる建設機械で、動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるもの、第33号不整地運搬車、及び第34号作業床の高さが2メートル以上の高所作業車並びに同15条第1項第2号の動力により駆動されるプレス機械等です。

対象機械のうち、建荷協は、フォークリフト、安衛法施行令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるもの、第33号不整地運搬車、及び作業床の高さが2メートル以上の高所作業車を所管しています。